

新教育委員会制度について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月1日から教育委員会制度が変わりましたので、主な内容をお知らせします。

教育委員会総務課 ☎(25) 1262 総務課行政係 ☎(25) 1112

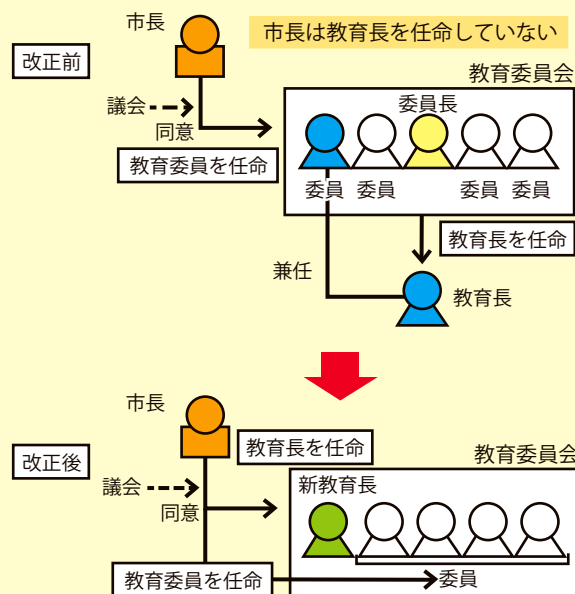
改正のポイント1 責任の明確化

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

これまでの教育長は教育委員会が任命していましたが、新教育長は議会の同意を得て市長が任命します。新教育長の任期は3年です。新教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。

新教育長の設置により、市長の任命責任や教育行政における第一義的な責任者が教育長であることを明確化しました。

経過措置により、現在の教育長の任期満了後（平成28年10月1日）に新教育長に移行する予定です。それまでは、教育委員長と教育長が併存しています。



改正のポイント2 市長との連携強化

「総合教育会議」の設置

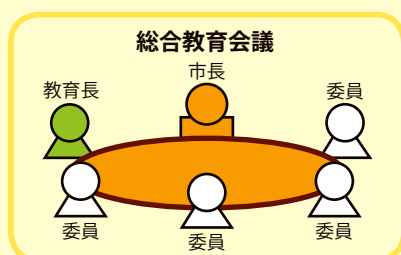
この会議では、市長と教育委員会が教育行政の方向性を共有し、一致して執行にあたるための協議や調整を行います。

総合教育会議の構成員は市長と教育委員会で、市長が招集します。

会議では主に次のことについて話し合います。

- ①教育の目標や施策の方針を示す教育行政の大綱の策定
- ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- ③児童・生徒などの生命・身体への保護など緊急の場合に講ずべき措置について協議や調整

総合教育会議の設置により、市長が教育行政に果たすべき責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育政策について議論することが可能になりました。



改正のポイント3 国との関係

地方に対する国の関与の見直し

いじめによる自殺の防止など、児童・生徒などの生命・身体への被害の拡大または発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示できることが明確化されました。これにより、地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにしています。

総合教育会議を開催しました

7月16日、第1回鳥羽市総合教育会議を開催しました。今回は、鳥羽市の教育を取り巻く諸課題や教育に関する大綱の策定について話し合いました。大綱は、鳥羽市総合計画後期基本計画や、現在作成中の鳥羽市教育振興基本計画との整合を図りながら、策定を進めていくこととなりました。

会議の内容は、市ホームページに会議録を掲載しています。